



サイゼリヤユニオン

出張旅費・交通費規則

第1条（根拠）

この規則は、規約第60条に基づき定める。

第2条（目的）

この規則は、組合員が組合の業務を果たすために必要とする旅費に関して定めるものとする。

第3条（出張の経路）

出張の経路は、最も経済的な順路、および方法によって計算する。ただし、業務の都合、天災など特別な事由がある場合はこの限りではない。

第4条（出張の種類）

出張は、宿泊出張と日帰り出張の2種類とする。

1. 宿泊出張とは、次のいずれかの事由により宿泊を伴う出張とする。
 - (1) 出張業務のため自宅を午前7時以前に出発する必要がある場合
 - (2) 出張業務終了後、自宅に午後11時以降に帰着することが見込まれる場合
2. 日帰り出張とは、出張業務に就く当事者の勤務地を起点に片道150km以上または所要時間が往復で4時間以上の距離で当日中に帰着することが可能な出張とする。

第5条（出張手続き）

出張しようとする者は、あらかじめ所定の「出張申請書」を中央執行委員長に提出し、承認を得なければならない。

第6条（支出基準）

原則として株式会社サイゼリヤ就業規則に定める旅費規程に準ずる。ただし、会社の就業規則に旅費規程の定めがない場合は、この規則によるものとする。

第7条（出張旅費の区分および支出基準）

出張旅費の区分および支出基準は次のとおりとする。

区分	宿泊費	日当	交通費
宿泊出張	実費（上限8,000円）	2,000円	実費
日帰り出張	-	-	実費

1. 日当の支給は出張期間の日数により支給する。
2. 交通費は、鉄道運賃、航空運賃、汽船賃、自動車賃をいい、実際の順路により支払う。

第 8 条 (交通手段)

交通手段は、原則として新幹線、列車、タクシー、電車、バス等の交通機関を利用するものとする。

第 9 条 (出張命令)

出張命令は、役員または組合員の申請により中央執行委員長が決済する。

第 10 条 (定めなき事項および疑義解明の処置)

この規則に定めのない事項および疑義解明の処置は、大会または中央委員会で行う。

第 11 条 (規則の改廃)

この規則の改廃は、大会または中央委員会の決議によるものとする。

第 12 条 (施行期日)

この規定は、2021 年 3 月 23 日より施行する。

2021 年 10 月 8 日より改訂し実施する。

以上